

山岳科学学位プログラム、山岳科学教育プログラム及び山岳流域研究院の 連携大学に係る特別聴講学生の履修申請等の取扱い

令和5年4月1日

特別聴講学生制度を用いて他大学の授業を履修する場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 特別聴講学生の申請は、学期ごとに行うことを原則とする。ただし、派遣大学の事情に応じて前期又は春学期に通年分をまとめて申請することができる。
2. 集中講義・実習の履修申請は、学期始めに行うことを原則とする。ただし、学期開始時に日程が確定していない集中講義・実習等については、事務的に対応可能な場合に限り、学期途中の申請を受け付けることができる。
3. 特別聴講学生として受入れを認められた学生が、追加で当該学期の集中講義の履修を希望する場合は、「科目の追加」を受入れ大学に依頼することとする。
4. 特別聴講学生として連携する他大学の授業の受講が許可された者については、原則、履修の取消しは認めない。ただし、病気や学会等の止むを得ない理由により当該授業を履修できなくなった者については、事務的に対応可能な場合に限り、授業担当教員及び在籍大学の教務担当教員の許可を得た上で履修を取り消すことができる。
5. 特別聴講学生の取扱いに定められた期間を過ぎてからの追加の履修申請は認めない。
6. 集中講義・実習の受講可否について、授業担当教員は通知期限を連携科目リストに記載するとともに、受講可否を速やかに学生に通知することとする。

附 則

この取扱いは、令和5年4月1日から施行するものとする。